



G7 広島サミットに向けた提言

～より包摂的な世界を築いていく “Boundary Spanner（結節点）” として～

2023年3月

公益社団法人 経済同友会

◆◇目次◇◆

I. はじめに ～背景・基本的考え方・問題意識	1
II. 提言	3
1. 経済安全保障への対応	3
(1) 現状認識.....	3
(2) 議論すべきこと・目指すべき成果	4
①自由貿易原則と経済安全保障の適正なバランスのあり方の発信	4
②経済安全保障上の予見可能性の向上.....	4
2. 気候変動対応・脱炭素化.....	5
(1) 現状認識.....	5
(2) 議論すべきこと・目指すべき成果	5
①脱炭素化への対応	6
②激甚化する自然災害への対応	7
3. 未来への投資.....	7
(1) 現状認識.....	8
(2) 議論すべきこと・目指すべき成果	8
グローバルサウスの教育包摂への貢献.....	8
III. おわりに.....	11
経済政策 PT 名簿.....	12

I. はじめに ～背景・基本的考え方・問題意識

経済同友会は、かねてより『「いて欲しい国、いなくては困る国、日本」の実現¹』を掲げてきたが、その取り組みの集大成として、2022年10月に「生活者共創社会²」を提言した。その目指すビジョンは「経済の規模だけではなく、社会のあらゆるステークホルダーの Happiness（幸福）という多面的な価値、質的な成長を追求するクオリティ国家」である。言うまでもなく、「生活者共創社会」は、日本国内のみならず、世界に拡張できるものである。即ち、各国・地域がその経済規模に関わらず、国際社会のあらゆるステークホルダーの Happiness という多面的な価値、質的な成長を追求する世界へとビジョンを展開できる。具体的には、世界が直面する明確な解のない課題に、各国がその固有の強みを活かして挑み、解決をリードし、持続可能な発展を実現することにより、それぞれの国が相互に信頼されるようになる国際社会である。つまり、全ての国が「いて欲しい国、いなくては困る国」となり得るのである。

このような世界観に立ってもう一度我が国に立ち返った時、今日の日本は様々な社会・経済課題を抱え、経済論壇では「日本固有の弱み」に着目する傾向がある。しかし、日本が国際社会に貢献するためには、自らの「固有の強み」を再自覚し、それを活かして国際社会の課題に挑み、解決をリードし、「いて欲しい国、いなくては困る国」を目指すべきではないか。これが本会として経済政策の具体論を議論する出発点となり、また終始一貫した問題意識である。

「国際社会が直面する明確な解のない課題」は数多指摘し得るが、現在の国際情勢に照らせば、地球規模で解決されるべき喫緊の課題は、米中対立の激化やロシアによるウクライナ侵攻等が引き起こす国際社会の分断であり、人類に遍く致命的な影響を及ぼしかねない気候変動問題である。また、短期的な効果は限られるものの、中長期的には最も重要であるからこそ今から着手すべき課題として、グローバルな視点を持つ人材育成がある。

これらの今日的な「国際社会の課題」には「包摂」と「分断」の潮流が嘗てないほど激しく交錯し、ぶつかり合っているという特徴的な構造が存在しているが、この点実は日本という国は極めてユニークなポジションにあると言える。それは、日本には以下のような特徴（強み）があるからである。

¹ 経済同友会「「いて欲しい国、いなくては困る国、日本」を実現する人材戦略―再び輝く日本に向けて、即行動―」（2018年6月21日）

² 経済同友会「「生活者共創社会」で実現する多様な価値の持続的創造―生活者（SEIKATSUSHA）による選択と行動―」（2022年10月11日）

- G7 諸国の一員として、世界第三位の経済大国として、そして国際法を遵守する姿勢を堅持してきた国として、国際世論を主導できる立場にあること。
- アジアに位置し、アジア諸国との強い経済的結び付き、文化的近接性を有すること（自由で開かれたインド太平洋地域を提唱した当事国である）。
- 文化的にはアニミズム的世界観と親和性があり、自然との共生や異文化の受容・既存文化との融合において欧米とは異なるアプローチが可能なこと、これを背景に多様な文化と自然を尊重する姿勢を有すること。
- 高い技術水準、広い産業の裾野を有すること。
- 極めて高い初等教育水準を有すること。

斯かる中、2023 年は日本が G7 サミットの議長国を務める。元々 G7 は、貿易、経済、安全保障、気候変動等の主要なグローバル課題を先進国間で議論し、その解決策を調整する枠組みであったが、グローバル課題への対応で既存の国際機関が必ずしも期待される機能を十分発揮できていない中で、上記の「包摂」と「分断」の問題に関する国際的な政策調整の枠組みとしても重要性を増している。中でも G7 サミットは G7 各国が一堂に会する最大のイベント且つ最高の意思決定の場であり、その議長国を務める日本の責任は極めて重要である。無論、現実の国際秩序の変化は冷徹に見極める必要がある。例えば、経済安全保障の分野では、グローバル化と自由な経済活動が前提だった時代は過去の物となりつつあり、今日の世界において、一定程度の「分断」が避けられなくなっているのも事実である。

しかし、だからこそ上記の強み（特徴）を持つ日本は、G7 と G7 以外の国々をつなぐ“Boundary Spanner（結節点）”となるべきではないか。この先の国際秩序が徒に対立や分断に傾くことなく、できる限り包摂的なものとなることは世界および日本の国益に資する。ここでの「包摂」とは、「法の支配」「自由で開かれた国際秩序」の原則は堅持しつつも、単純な二項対立的思考を排してできるだけ多くの国を受容する考えである。より具体的には、グローバルサウスの諸国等にとっても参画しやすい連携を目指すものである。

日本は、更なる包摂的な国際秩序の構築に貢献すべきであり、それは、本会が目指すべきわが国の姿として主張する『いて欲しい国、いなくては困る国』としての日本のプレゼンス、ひいては国際社会における評価を向上させるものである。本 PT は、こうした視座に立ち、来る G7 サミットにおいて、わが国がイニシアティブを発揮することに資する発信を行う。

II. 提言

G7 議長国として日本は、特に「経済安全保障への対応」「気候変動対応・脱炭素化」「未来への投資」の3分野について、「包摂（インクルーシブ）」を基本的考えに議論に臨むべきである。

また、グローバルサウス諸国の中からも、例えば、2023年G20の議長国であり、人口が世界一になったと推定されるインドを招聘国とすることなどにより、包摂的な姿勢を示すことも重要である。

1. 経済安全保障への対応

(1) 現状認識

現在、地政学的な対立関係にある陣営同士が、経済的には相互依存関係にあることから以下のようなリスクが顕在化している。（※これらのリスクや関連する政策は、国際経済と地政学を合わせて分析する「地経学」の文脈で体系的に整理される）

- ① 機微技術が相手陣営に流出し、軍事転用されるリスク
- ② 相手陣営に調達を依存している重要物資につき、その供給を停止されるリスク
- ③ 相手陣営からの物資・サービス・技術に依拠して運営される基幹インフラが、当該物資・サービス・技術の途絶あるいは破壊行為等によって機能不全に陥るリスク
- ④ 相手陣営に市場を依存する製品・商品が禁輸／関税措置の対象となるリスク
- ⑤ 実際に供給途絶や市場アクセス禁止にまで至らずとも、上記依存関係を武器に相手陣営から政治的圧力を掛けられるリスク

翻って、我が国の状況をみると、国際情勢の緊張を受け、現在防衛力の抜本的整備に着手するなど国家安全保障強化に乗り出している。そして、この一環として、経済安全保障面でも、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）」を制定し、重要技術育成、サプライチェーン強靱化、基幹インフラ維持、非公開特許等の施策を打ち出している。これらは全て上記のリスクに対応した動きであり、我が国だけでなく、多くの国が進めている取組みでもある。

しかし、これらの動きは民間部門の経済活動の自由度や予見可能性を低下させるほか、日本が掲げる自由貿易原則やWTO原則との緊張も孕むもので

あるため、国際秩序の戦略的な再整理が必要となっている。

米中対立激化、ロシアのウクライナ侵攻等の国際情勢の変化も鑑みれば、日本は今回の G7 で、議長国という立場を活用して以下を提言すべきである。

(2) 議論すべきこと・目指すべき成果

多角的自由貿易を推進してきた日本は、経済安全保障を推進しつつも、それを理由とした自由貿易の過度な制限や経済のブロック化は望むべき結果ではないことを各国間で確認するよう議論を主導すべきである。

①自由貿易原則と経済安全保障の適正なバランスのあり方の発信

自由貿易原則と経済安全保障のいずれかの考え方に偏るのではなく、適切なバランスが求められる。その際には、経済安全保障上の要請に基づく例外的措置が恣意的な運用とならないような枠組みを検討すべきである。

米国が同盟国・友好国との間で構想しつつあるフレンド・ショアリングについても、WTO 原則と整合していることを明確化するとともに、「法の支配の価値観」と「ルールに基づいた、自由で開かれた貿易・投資の推進」を必要条件として合意形成をするべきである。

②経済安全保障上の予見可能性の向上

先端技術・機微技術について、各国で輸出入管理や投資管理は厳格化される方向にある。また、ロシアによるウクライナ侵攻のような力による現状変更に対し経済制裁を発動する際には、国際的な政策調整の迅速化も求められている。

したがって、まずは G7 メンバー国が中心となって、企業にとって政府の介入についての予見可能性を高める観点から、経済安全保障や経済制裁による規制の原則を多国間で調整する常設機関あるいは常設のタスクフォースの設立を検討すべきである。

多国間での検討課題の一つとしてサプライチェーン管理がある。供給網が複雑化する中で経済安全保障に対応するために、「信頼できるベンダー」「信頼できる供給事業者」等に対して原則的な要件を定めるなど、ベンダー・事業者の透明性や説明責任を強化するための国際的枠組みの創設についても議論すべきである。

また、「経済的威圧行為³」に対する対抗措置も課題として考えられる。対抗措置が有効且つ正当なものに止まるよう、また過剰とならず統制可能なものとなるようにすることが重要であり、事前に措置の同等性に関する基準を示すなど国際的なルール検討のための枠組みが求められる。なお、これらの課題検討においては、政府と企業の間で連絡・調整を行う場を設定することが望ましい。

2. 気候変動対応・脱炭素化

(1) 現状認識

G7広島サミットは、国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)の議論と成果を受けて開催される。こうした背景から、G7では主要排出国が気候変動に対する危機感を共有し、今後の国際的な目標に対するコミットと問題解決に向けた連携を確固たるものにする必要がある。

そもそも国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)は、パリ協定採択及び詳細ルールの設計等における国際交渉の場として大きな役割を果たしてきたものである。直近2022年のCOP27では、2030年までの緩和(温室効果ガスの排出削減と吸収の対策)作業計画の議論の前進を主張する先進国に対し、途上国は「損失と損害(Loss and Damage)」のための資金支援を求めて鋭く対立したが、最終的に採択された「シャルム・エル・シェイク実施計画」には、長年合意できなかった「損失と損害」に関わる途上国支援のための基金創設が謳われるなど画期的な内容となった。その後World Economic Forum(ダボス会議)で「Giving to Amplify Earth Action(GAEA)」というカーボンニュートラルとネイチャーポジティブの達成に向けた資金動員を支援する新たなイニシアティブが立ち上がるなど一定の前進も見られているが、先進国と途上国間には対立に繋がりがかねない立場や考え方の違いが依然残っている。

2022年12月にG7は、二酸化炭素(CO₂)排出規制で国際協調を目指す「気候クラブ」を設立し、今後G7以外の国にも参加を促していく方針である。

(2) 議論すべきこと・目指すべき成果

日本が有する環境・エネルギー分野における技術蓄積、途上国への開

³ 近年の国際貿易・投資においては、正面から何らかの制限措置を課すだけでなく、既存の防疫検査や安全検査等を名目にして実質的な制限措置を行う経済的威圧行為も頻繁に観察されている。

発支援実績、自然災害への対応ノウハウ等を踏まえ、以下提案する。

①脱炭素化への対応

アジア諸国が抱える脱炭素化に対する日本の技術的貢献の拡大、アジアの実情を踏まえたトランジションのあり方の発信により、アジアの「ネットゼロ」に貢献すべきである。加えて、国際的に真に公正で、世界全体での温室効果ガスの排出量削減進捗が管理可能な実効性のあるルール形成に取り組むべきである。

2022年1月に日本政府が発表した「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想」では、改めて「各国の事情に即したエネルギートランジション」を進めることの重要性が強調されているが、アジア諸国を含む新興国にそうしたオプショナリティが認められることはG7でも改めて確認されるべきである。更に、斯かるオプショナリティの尊重やWTO原則と、国境調整税等レベルプレイングフィールドに関する議論が緊張関係を孕む可能性も踏まえ、さまざまなルール策定や利害調整を継続的に議論する場を設定することをG7に提案するとともに、日本として斯かる議論に主導的な立場で関与していくべきである。その一つの形として、例えば、「気候クラブ」の事務局機能を日本に誘致することも検討すべきである。なお、ルール形成の議論が地域間の対峙を招くことがないよう、その進め方には細心の留意が必要である。

また、ファイナンスの面では、アジア諸国をはじめとする新興国における温室効果ガス排出削減の取組みに適切に資金が提供される枠組み作りを提案すべきである。その際、脱炭素化の取組みに伴う資金需要は通常の経済成長で必要な規模を遥かに超えており、世界的に金融の仕組みそのものをも抜本的に見直す必要があるほどのインパクトを持つものであることを十分に認識する必要がある⁴。COP26で、民間資金をいかに動員するかが今後の気候変動対策に鍵を握るとの認識が広まった中で、そのスケールアップ、および巨額の資金の流動性を担保するため、公的な資金（国際開発銀行等の **public finance** を含む）を活用しつつ民間資金（**private finance**）を最大限呼び込む（**crowding in**）ような、官との緊密なリスクシェアリングの仕組みを

⁴ 国際エネルギー機関（IEA）によれば、現行政策シナリオでも2030年までのクリーンエネルギーへの投資は2兆ドルを超え、1.5°C目標達成のためには2030年までに4兆ドルの投資が必要とされる（World Energy Outlook 2022）。

高度化することが重要である。また、官民が連携して資金動員するために既存の金融規制が時代の要請に合ったものなのか併せて検討する必要がある。

②激甚化する自然災害への対応

気候変動を背景に世界各国で自然災害が激甚化している。脱炭素化の努力を重ねる一方、防災力、あるいは不幸にして自然災害が発生した場合はそこからの復旧・復興力（レジリエンス）を確保することは気候変動への対応（Adaptation）の一つとして地球規模で重要となっているが、とりわけ脆弱な経済社会システムを抱える途上国では喫緊の課題といえる。

この点、日本は自然災害の発生頻度が高く、その地理的特徴や防災科学技術研究の蓄積から、防災・災害応急対策・災害復旧・復興の各局面において、ハード・ソフトの両面から多様な災害対応のノウハウを有する。即ち、最先端技術を駆使した防災対策や市町村単位以下にまで整備された避難施設インフラ、未就学児童より始まる防災訓練等を通じて醸成される国民一人一人の防災意識、復興に向けた国・地方自治体のコミットメント等々、災害対策は「日本の強み」の一つであり、これまでも国際協力機構（JICA）を通じた国際的な防災協力を行ってきた。足元でも、2015年の第三回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」に基づき経済被害の削減等に取り組んでいる。

したがって、日本は途上国の脆弱な経済社会システムを自然災害に対しても強靱化する支援の枠組みづくりを主導し、G7各国との橋渡しを担うべきである。「シャルム・エル・シェイク実施計画」での基金については、災害対策に関するノウハウや技術を移転する枠組みも検討すべきである。

3. 未来への投資

国際社会における対立・分断構造がある現実は否定できないが、これが世代を越えて連鎖することを防ぐために、将来世代における「和解」と「包摂」の種を確りと撒いておくことも併せて提言する。これは、「21世紀の世界が直面する明確な解のない課題」に立ち向かうための人材を、ダイバーシティの観点も踏まえて育てていく中長期的な取り組みとして位置付けられる。

G7として、気候変動等に苦しむグローバルサウスの未来を閉ざさないためにも、次世代への投資が究極の解であるとの認識に立ち、中長期的な投資として位置づけ、足許から取り組むことが重要である。

(1) 現状認識

グローバル化が進展した 21 世紀といえども、人類の大半は国民国家、歴史的な民族共同体あるいは宗教共同体等への帰属意識に規定された人生を歩んでいる。

コミュニティへの帰属意識は、社会的存在である人間にとって不可欠である一方、偏狭な排外意識に繋がる側面も持ち合わせているのは残念ながら否定できない現実である。これを乗り越えることは容易ではなく、中には人類全体の共同体のような概念を演繹的に打ち出す考え方も試みられている。

この点、日本としては、全人類的な共同体を先行して観念することにより価値基準を絶対化もしくは相対化させる演繹的アプローチよりは、異なる個人や共同体同士が実際に交流し、違いは違いとして認識しつつも共存していく術を模索していく帰納的アプローチを志すべきと考える。

この実際的な交流を通じて共存を模索する点において教育は極めて重要であり、とりわけ人間にとって基礎的な世界観が形成される初等教育⁵にこそ焦点を当てるべき強い理由が存在する。

(2) 議論すべきこと・目指すべき成果

グローバルサウスの教育包摂への貢献

G7 各国は初等教育段階での組織的な国際交流の枠組みの創設を検討すべきである。具体的には、「フレンドシップフォース」⁶の児童版を一つのモデルとしつつ、公的関与による信用補完を行い、初等教育段階での国際交流に関し、各国間で既存のレベルを質的・量的に大きく引き上げる取組みを検討するべきである。例えば、短期間のステイ式実交流の後も、デジタル空間での交流継続を支援するプログラム

⁵ ここで言う「初等教育」とは、主に我が国の小学校における教育を想定するが、中学校における教育も視野に含むものである（6 歳～15 歳段階の教育を想定）。

⁶ 1977 年にアメリカのウエインスミス氏が設立、ジミーカーター元大統領の推奨で始められた草の根国際交流団体で、「国の違う市民同志が家庭滞在という形で生活を共にし、考え方や文化の相違点や類似点を発見し、相互理解を深めることにより世界平和を実現していく」という趣旨の活動を行っている。

を広くグローバルサウスの国々にも積極的参加を呼び掛けて行うことが考えられる。

さらにこうした国際交流の枠組みを発展させ、G7が中心となって初等教育年齢児童の留学を含めた教育包摂のための国際的な枠組みを検討すべきである。

国の発展の根幹は人材であり、それゆえに教育は重要であるが、途上国の多くの国々で子供たちが十分な教育を必ずしも受けられていないという現実があり、教育機会の提供は喫緊の課題である。教育の格差が所得の格差を生み、それが「分断」「対立」へと繋がっていく可能性に鑑みれば、グローバルサウスにおける教育包摂の推進は、当該国の教育水準の向上、経済社会の発展に資するだけではない。中期的には、21世紀の世界が直面する明確な解のない地球規模の課題に立ち向かうための人材育成にも資する。

G7各国とグローバルサウスそれぞれの児童たちが交流を通じて相互理解を深めることにより、体験を通して包摂性を学ぶ機会を拡大させることが期待できる。また、相互の理解・親近感の醸成は、それがソフト・パワーとなることにより、国家間の対立やテロリズムを防ぎ安全保障の強化にも資すると考える。

日本は、かかる取り組みにおいても国際的なリーダーシップを発揮し、アジアの一国として、とりわけアジアの国々の初等教育の包摂に率先して取り組むべきである。初等教育に関して、日本は基礎的学力を裾野広く涵養すること及び知・徳・体のバランスのとれた力を育むことに秀でていると考えられる。また、治安の良さや豊かな自然を有することも魅力ある教育環境を有する。

日本の初等教育の門戸をアジア諸国に開き、初等教育年齢児童の留学受入れを進めること、そして、グローバルサウスにおける教育人材の底上げに貢献すべく初等教育(将来的には中等教育を含む)を担う教員の研修・交流を検討すべきである。

図表 PISA2018 調査結果

● OECD加盟国(37か国)における比較 ☐ は日本の平均得点と統計的な有意差がない国

	読解力	平均 得点	数学的リテラシー	平均 得点	科学的リテラシー	平均 得点
1	エストニア	523	日本	527	エストニア	530
2	カナダ	520	韓国	526	日本	529
3	フィンランド	520	エストニア	523	フィンランド	522
4	アイルランド	518	オランダ	519	韓国	519
5	韓国	514	ポーランド	516	カナダ	518
6	ポーランド	512	スイス	515	ポーランド	511
7	スウェーデン	506	カナダ	512	ニュージーランド	508
8	ニュージーランド	506	デンマーク	509	スロベニア	507
9	アメリカ	505	スロベニア	509	イギリス	505
10	イギリス	504	ベルギー	508	オランダ	503
11	日本	504	フィンランド	507	ドイツ	503
12	オーストラリア	503	スウェーデン	502	オーストラリア	503
13	デンマーク	501	イギリス	502	アメリカ	502
14	ノルウェー	499	ノルウェー	501	スウェーデン	499
15	ドイツ	498	ドイツ	500	ベルギー	499
16	スロベニア	495	アイルランド	500	チェコ	497
17	ベルギー	493	チェコ	499	アイルランド	496
18	フランス	493	オーストリア	499	スイス	495
19	ポルトガル	492	ラトビア	496	フランス	493
20	チェコ	490	フランス	495	デンマーク	493
OECD平均		487	OECD平均	489	OECD平均	489
信頼区間※(日本):499-509			信頼区間(日本):522-532		信頼区間(日本):524-534	

(資料) 文部科学省・国立教育政策研究所「OECD 生徒の学習到達度調査 2018 年調査 (PISA2018) のポイント」(2019 年 12 月)より抜粋。

こうした取組みは、とりわけ日本にとっては、わが国に対する理解や親近感の醸成を通じて、結果として安全保障の強化にも資すると考えられるほか、わが国の児童が初等教育段階から多様性に接する機会を得て、将来のグローバル人材を涵養することに繋がるなどその意義は深いものがある⁷。加えて、人口減少の進む地域の活性化、交流人口の増加等の効果も期待される。

現実には、①初等教育年齢児童は、その発育段階に鑑みれば長期の留学には必ずしも適さない、②使用言語の問題など受け入れ側の教育体制も必ずしも完備していない、といったハードルはある。しかし、人口減少が進み、人材を海外に依存せざるを得なくなりつつある日本にとっては、海外人材にとって魅力ある国であり続けることの重要性は死活的に増している。

こうした観点からも、上述の課題への着実な対応が求められる。わが国における外国にルーツを持つ子どもの教育の現状や実際の国際情勢も踏まえて検討し、包摂的な国際交流の枠組みづくりに早期に着手することが必要である。

⁷ 海外に留学する日本人留学生の数は減少している。高等教育機関(大学、大学院等)に単位を伴う長期留学をする日本人(社会人も含む)の数は2004年の82,945人をピークに2019年には61,989人と3割ほど減少している。(トビタテ!留学JAPANウェブサイト「データでみる日本の留学対象別の留学生数データ」)

Ⅲ. おわりに

今回の広島サミットは、日本が、国際社会の責任ある一員として、世界的規模の課題の解決に取り組む姿勢を示す貴重な機会である。

経済同友会は、提言の本旨が G7 各国の政策当局者にも広く共有され、実現することを目指し、政府と対話を行っていく。また、我々経営者・企業は、経済安全保障の強化や気候変動問題への対応を自らの責務と考え、サプライチェーンの複線化・多様化やカーボンニュートラル実現に向けたグリーン・トランスフォーメーションへの投資、イノベーション創出、初等教育を含む人材育成⁸等に取り組んでいきたい⁹。

以 上

⁸ 日本型教育の海外展開に関しては官民協働で取り組んでいる「EDU-Port ニッポン」事業があり、こうした取り組みに企業がより積極的に参画することなどが考えられる。

⁹ 例えば、本会が設置したマルチ・ステークホルダーとの政策議論の場である「未来選択会議」等での草の根的議論も考えられる。

2023年3月

経済政策 PT

(敬称略)

委員長

三毛 兼 承 (三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 執行役会長)

副委員長

衛 藤 公 洋 (日本アイ・ビー・エム 特別顧問)

神 原 里 佳 (オリエンタルランド 取締役常務執行役員)

近藤 正晃ジェームス (国際文化会館 理事長)

十 時 裕 樹 (ソニーグループ 取締役 代表執行役 副社長 兼 C F O)

樋 口 泰 行 (パナソニック コネクト 取締役 執行役員社長・C E O)

委員

秋 池 玲 子 (ボストン コンサルティング グループ 日本共同代表)

石 黒 不二代 (ペガサス・テック・ホールディングス 取締役)

鈴 木 純 (帝人 取締役会長)

田久保 善 彦 (グロービス経営大学院大学 常務理事)

鳥 海 智 絵 (野村証券 専務執行役員)

中 野 祥三郎 (キッコーマン 取締役社長C O O)

芳 賀 敏 (J C O M 取締役会長)

山 内 雅 喜 (ヤマトホールディングス 特別顧問)

以上14名

事務局

宮 崎 喜久代 (経済同友会 政策調査部 部長)

三 浦 雅 央 (経済同友会 政策調査部 マネジャー)